

## 1. はじめに

金融検査マニュアルにおいては、中小・零細企業等の債務者区分の判断について、「特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。」等としているところである。

検査に当たっても、当該金融機関が自己査定を行う際のあらゆる判断材料の把握に努め、中小・零細企業等の経営の実態に応じた適切な債務者区分の確保に努めてきた。

しかしながら、上記の金融検査マニュアルの中小・零細企業等の債務者区分の記述が抽象的でわかりにくい、あるいは、検査において金融検査マニュアルが機械的・画一的に適用されているのではないかとの意見も聞かれた。

他方、金融検査マニュアルに基づく検査がほぼ一巡した金融業態もみられ、当局における金融検査マニュアルの適用事例の集積も除々に図られて来ていた。

こうした中、平成14年2月に政府から発表された「早急に取り組むべきデフレ対応策」において、中小・零細企業等の債務者区分の判断について、金融検査マニュアルの具体的な運用例を作成し、公表することが盛り込まれた。

こうしたことから、平成14年6月に債務者の経営実態の把握の向上に資するため、金融検査マニュアルの中小・零細企業等の債務者区分の判断に係る検証ポイント及び検証ポイントに係る運用例（以下、「検証ポイント等」という。）からなる「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を作成し、公表したところである。

その後、本別冊を踏まえた検査が行われてきたところであるが、15年3月に公表された金融庁の「リレーションシップバンキングの機能強化にかかるアクションプログラム」において、「検査に際して、債務者である中小企業の実情に即したきめ細かな実態把握に一層努める」ため、本別冊の内容を検査官、金融機関のみならず債務者である中小企業等にも引き続き周知徹底に努め、広くその浸透を図るとともに、「当該別冊の定着状況等をモニタリングし、その内容が中小企業の実態により即したものとなるよう改訂する。」とされた。

これを受けて、今般、本別冊の改訂を行ったところである。

同アクションプログラムにおいても指摘されているように、中小・零細企業の債務者区分の判断に当たっては、何よりも金融機関自らが、日頃の債務者との間の密度の高いコミュニケーションを通じて、その経営実態の適切な把握に

努めることが重要である。

今回の本別冊の改訂においては、金融機関が、

- (1) 継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか。
- (2) きめ細かな経営相談、経営指導等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいるか。

といった、いわば金融機関による「債務者への働きかけ」の度合いを重視し、債務者区分の判断等においてもこの点を十分勘案することとしている。

検証ポイント等は、金融検査マニュアルに基づく検査に当たって、与信先的確な経営実態の把握の向上を図り、もって中小・零細企業等の適正な債務者区分の判断に資するために作成したものであり、金融機関に新たな資産査定基準を課すといった性格のものではなく、また、金融業態によりその判断基準に差を設けるというものではない。

なお、本検証ポイント等の適用に当たっても、字義通りの取扱いを行うことなく、金融機関と十分な意見交換を通じて、債務者の経営実態の把握に努め、機械的・画一的な運用に陥らないよう留意する必要がある。

(注) 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕は、金融検査マニュアル及び保険検査マニュアル共通のものとする。